第 1490 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 2月 3日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 税務署の処分に不服があるとき

Q：私は会社を経営しており、この度、税務署から更正処分を受け、加算税を課税されましたが、この処分に納得できません。何か救済のみちはないのでしょうか。

A：不服申立てのみちが開かれています。

【解説】

税務署長等の行った更正や決定、滞納処分などについて不服があるときは、その処分に不服のある人が、その処分の取消しや変更を求める不服申立てのみちが開かれています。

不服申立ては、原則として、まず、処分の通知を受けた日の翌日から2カ月以内にこれらの処分を行った税務署長等に対して「異議申立て」をしてください。異議申立てを受けた税務署長は、その処分が正しかったかどうか、あらためて見直しを行います。

なお、青色申告書についての更正処分などの場合には、税務署長等に対する異議申立てをせずに、直接国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

異議申立てに対する税務署長等の決定があった後の処分に、なお不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から1カ月以内に国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます。審査請求を受けた国税不服審判所では、審査請求人の不服の内容を中心に、調査及び審理を行います。

審査請求に対する国税不服審判所長の裁決があった後の処分に、なお不服があるときは、その通知を受けた日から3カ月以内に裁判所に対して訴えを提起することができます。